国立大学法人高知大学内部統制委員会規則

（令和３年２月 10 日
規　則　第３２号）

最終改正　令和６年 11 月 14 日規則第 43 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学内部統制規則（以下「規則」という。）第４条第２項の規定に基づき、国立大学法人高知大学内部統制委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（任務）

第２条　委員会は、規則第６条に規定する内部統制担当役員から所掌する業務における内部統制に係るリスク情報や内部統制の整備及び運用に関する状況について報告を受け、リスクの評価やその見直しを行うほか、必要に応じ役員会その他関係部局と連携してリスクの低減案や内部統制の改善策を決定及び実施する。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1)　学長

(2)　規則第６条に規定する内部統制担当役員

(3)　その他学長が指名する者

（委員長等）

第４条　委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員会の事務）

第７条　委員会の事務は、法人企画課において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年２月 10 日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日規則第 43 号）

この規則は、令和６年 11 月 14 日から施行する。